

## 任意継続被保険者の資格を取得された方へ

貴殿を任意継続被保険者として認定いたしましたので、被保険者証をお送りいたします。  
被保険者証の記号・番号が新しくなりましたので、現在受診されている方は、医療機関へ必ず提示してください。

なお、任意継続被保険者の期間中は次のことに注意してください。

### 1. 保険料の納付

(1) 初回の保険料は、同封の「納入告知書及び領収証書」に記載された額を納付期限までに当健保組合の指定口座へ振り込んでください。

(2) 初回に「納入告知書及び領収証書」を数枚送付した方は、振込手数料の関係がありますので、金融機関指定の「振込依頼書」を使用し、一括してお振込ください。  
また、振込金額が数円違うだけでも更に振込手数料がかかってしまいますので、正確な金額を振込むようお願いいたします。

(3) 次回以降の保険料徴収につきましては、貴殿が希望された納付方法にて徴収いたします。また、月払いの振込送金を希望された方は、次回以降の納入告知はいたしませんので、同じ保険料額を毎月 10 日までに納付してください。

なお、10 日を過ぎますと任意継続被保険者の資格を喪失することになりますのでくれぐれもご注意ください。

振込口座：中央労金本店(普) 1609745  
全国労働金庫健康保険組合 宛

(4) 納付日は振込の手続きをした日ではなく、当健保組合の口座に入金された日となりますので、納付期限に間に合うようお早めにお振込みください。

なお、前納保険料は前納対象期間の始まる月の前月末日までに納付されませんと割引の対象とはなりませんのでご注意ください。

### 2. 諸変更の届出

\* 当健保組合にお早めにご連絡いただき、下記の書類をお送りください。

なお、自動振替を変更される場合は、前月 20 日までに届出がありませんと翌月の引落には間に合いませんのでご注意ください。

#### (1) 指定口座を変更する場合の提出書類

自動振替を選択されている方または自動振替に変更される方  
ア. 「任継保険料の納付方法等の(新規・変更)申込書」  
イ. 「任継保険料の自動振替(新規・変更)依頼書」  
振込送金で納付されている方または振込送金に変更される方  
「任継被保険者の諸変更届」

\* 結婚等で氏名に変更があった場合は、必ず給付金受取指定口座（自動振替指定口座）の変更を行い、「氏名変更届」と一緒に上記（1）の手続きをしてください。名義変更をされませんと給付金が振込できませんのでご注意ください。

（2）住所が変わった場合の提出書類  
「任継被保険者の諸変更届」  
新しい「住民票」

### 3. 保険料の改定

保険料改定は毎年4月1日に改定し、2月下旬に通知いたします。

### 4. 資格の喪失

（1）任意継続被保険者期間が満了した場合は、当健保組合より「資格喪失通知」をお送りいたします。資格喪失日になりましたら「任意継続被保険者証」をご返却ください。

（2）他の被用者保険の強制被保険者または退職被保険者になった場合は、次の書類を提出してください。

「任継被保険者の諸変更届」  
「任意継続被保険者証」  
加入した健康保険の被保険者証の写

（3）任意継続被保険者が死亡した場合は、次の書類を提出してください。

「任継被保険者の諸変更届」  
「任意継続被保険者証」  
埋葬料請求書（用紙は当健保組合に請求してください）

（4）保険料の滞納喪失

他の被用者保険の被扶養者になりたいなどの理由で保険料の滞納喪失を希望される方は、できるだけ早い時期に当健保組合にご相談ください。

保険料がすでに納付されている被保険者期間中は、他の被用者保険の被扶養者および国民健康保険に加入することはできませんのでご注意下さい。

### 5. 保険料の還付請求

上記（2）および（3）の事由において、資格喪失月分以降の保険料がすでに納付されている場合は、「保険料還付請求書」を送付いたしますので、この書類で還付請求手続きを行ってください。

### 6. 保険料納入証明

所得税の社会保険料控除申請などに必要な「保険料納入証明」は、毎年1月下旬に送付いたします。